

「(仮称)宇都宮市食品安全推進計画」の策定について

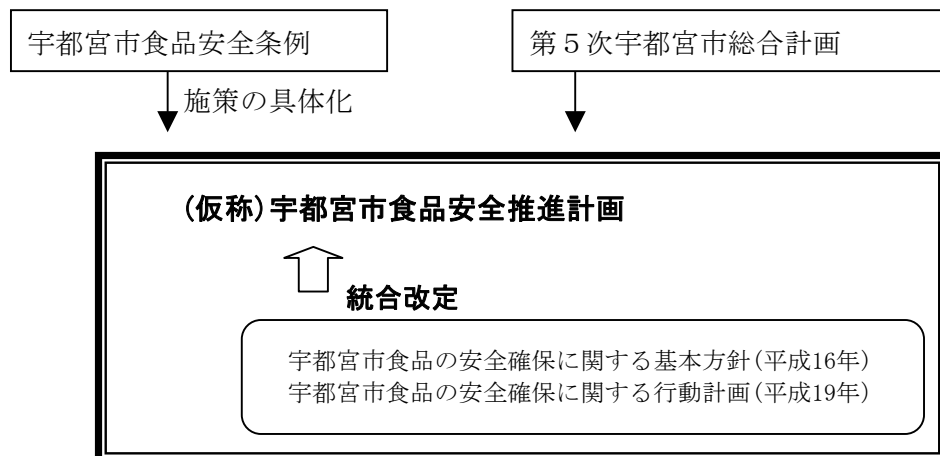
1 策定の目的

本市では、食品の安全を確保し、市民の健康を保護するため、市内で生産、製造又は販売した食品等について、事業者による自主回収の届出や自主的な取組を促進するしくみ等の規定を盛り込んだ「宇都宮市食品安全条例」を平成20年3月に制定したところである。

当該条例の基本理念に基づき、生産から消費の各般にわたって、継続性のある中期的な視点に立った施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)宇都宮市食品安全推進計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 第5次総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「日常生活の安心感を高める」を実現するための基本計画
- ・ 「宇都宮市食品安全条例」第7条に規定する計画



3 計画期間

平成21年度から平成25年度の5年間

4 検討の内容

- (1) 食品安全確保対策を推進するにあたっての現状及び課題
- (2) 計画の基本的考え方と目標
- (3) 食品安全確保のための推進方策
 - ・ 食品の生産段階の施策
 - ・ 食品の製造加工流通段階の施策
 - ・ 食品の消費段階の施策
- (4) 推進体制

5 策定体制（別紙参照）

- (1) 庁内検討組織
 - (2) 庁外検討組織
 - (3) 市民の意見の反映
- パブリックコメントの実施

6 策定スケジュール

平成20年	6月～	庁内策定委員会の開催（3回程度開催）
	7月	第1回食品安全懇話会
	11月	計画素案作成
	12月	パブリックコメント
平成21年	1月	第2回食品安全懇話会
	2月	庁議付議，計画策定

【宇都宮市食品安全推進計画 策定体制】

